

新生ふくしま 「人を大切にする企業づくり」・「魅力ある職場づくり」 推進連携協定

福島県社会保険労務士会(以下「甲」という。)及び厚生労働省福島労働局(以下「乙」という。)は、甲が推進する「人を大切にする企業づくり」、乙が推進する「魅力ある職場づくり」に関し、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本県においては福島県の産業事情や雇用情勢、中小企業の占める割合等に留意し、甲及び乙が相互に連携を強化することにより、働き方改革、労働環境の改善等に取り組む企業を支援することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次の事項について取り組むものとする。

1 働き方改革に関する次の事項に係る企業への周知及び企業における取組事例等の情報の共有及び発信に関すること。

- ① 非正規雇用の処遇改善
- ② 賃金引上げと労働生産性向上
- ③ 長時間労働の是正
- ④ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
- ⑤ 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- ⑥ 高齢者の就業促進

2 労働、雇用の面からの福島県の復興支援に関する次の事項に係る企業への周知及び取組事例等の情報の共有及び発信に関すること。

- ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進
- ② 医療福祉等人材不足分野・地域における労働力の確保
- ③ 若者の雇用対策
- ④ 職業訓練の推進

- 3 労働環境の改善に関する次の事項に係る乙の施策の周知に関すること。
 - ① 労働関係業務の電子化の推進
 - ② 労働災害防止対策の推進
 - ③ 安全衛生教育の推進
 - ④ ハラスメント防止対策の推進
- 4 その他本協定の目的に資すること。

(協議の実施)

第3条 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義への対応)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成 30年 1月 24日



甲 福島県社会保険労務士会

会

長 奥平宏行



乙 厚生労働省福島労働局

局

長 島浦幸夫